

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2023年（令和5年）April 4月号

令和4年度年末年始建設業一斉集中立入調査の実施結果



春爛漫（指宿市）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和4年度年末年始建設業一斉集中立入調査の実施結果…	2
災害に学ぶ ～はしごや脚立からの	
墜落・転落災害から考える安全教育～.....	3
雇用保険の新しい制度についてご存じですか？.....	4
令和5年2月末（速報値）業種別死傷災害発生状況.....	5
第39回安全衛生標語募集のご案内.....	6
もっと自分らしい働き方休み方.....	7～8

さんぽセンター	
（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内.....	9
安全衛生サポート事業〈個別支援〉のご案内.....	10～12
令和5年度健康診断のご案内.....	13
第82回全国産業安全衛生大会のご案内.....	14
安全衛生教育促進運動のご案内.....	15
令和5年5月の講習開催のご案内.....	16

さくらじま

新入社員への訓示を考えると、自分のころはどうだったかと思ひ返す。昭和の終わり頃は、職場での喫煙は当たり前で吸い殻回収は新人の仕事。書類はもちろん答弁書も手書きのB5サイズで、大きな図表はB4に観音折り、コピーの後でホチキス止めを人数分+ α 用意するという人海戦術でやっていた。80名ほどの部でワープロは清書用の2台のみ、署には通知文作成用の和文タイプライターもあった。これが一人一台のPC、通達を含め文書は電子媒体でのメール送信になるのだから、ここに至るまでのデジタルスキルの日常化には目を見張る。約10年前の東日本大震災ではガ

ラケーが主流でスマホはごく一部だったし、約30年前の阪神淡路大震災ではケータイも稀だったが、今では一人一台のスマホは当たり前。飲食店の支払いや交通機関の乗り継ぎから航空機・鉄道指定席の予約・支払い・切符の入手まで、どれだけ使いこなせるかが業務（や生活）の利便性にかかってくる。一方で様々な行為が動画で切り取られSNSに乗って拡散する怖さもある。

そんな便利機器のおかげで、道の駅や産直市に行き、季節ごとの農産物や乾物などの加工品を探索するのが手軽になりました。道の駅すえよしのはちみつ、おすすめです。

令和4年度 年末年始建設業一斉集中立入調査の実施結果

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、令和4年12月1日から令和5年1月31日までに管内5箇所の労働基準監督署において建設現場に対する一斉集中立入調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

建設業	監督実施現場数	法違反現場数	重大悪質違反事業場数	使用停止事業場数	違反率(%)
土 木 工 事	40	23	2	2	57.5
建 築 工 事	36	24	2	7	66.7
そ の 他	4	2	0	0	50.0
合 計	80	49	4	9	61.3

- 監督を実施した80現場のうち49現場（61.3%）において、労働安全衛生法違反が認められました。

- 主な法違反の内容は次のとおりです。

（件数は元請と関係請負人に対する違反件数の合計）

- ★ 「墜落・転落防止」に関する違反（54件）

作業床の端・開口部等からの墜落防止、足場に関する措置等

- ★ 「元請けの統括安全衛生管理」に関する違反（20件）

関係請負人に対する指導等

- ★ 「建設機械等」に関する違反（20件）

資格、作業方法、点検等

- 重大悪質違反事例

- ★ 鉄筋をアーク溶接する際に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させていなかったもの
- ★ 掘削の高さ2m以上となる地山の掘削の際、作業主任者を選任してなかったもの
- ★ 車両系建設機械（ブレーカー、整地・運搬・積込み・掘削）の運転を無資格者に行わせていたもの

- 使用停止等事例

- ★ 足場について、手すり、中棧等を設けずに作業を行わせていたもの
- ★ 作業床の端に墜落防止措置の手すりを設けていなかったもの
- ★ 足場の架設通路（昇降階段）に手すりに中棧を設けていなかったもの
- ★ 物品揚卸口の端に、墜落防止措置の囲い・手すりを設けていなかったもの

令和4年に建設業で発生した休業4日以上死傷者数は304人（令和5年1月末速報値、コロナリ患者除く）で、事故の型別では墜落・転落（30.9%）が最も多く、はさまれ・巻き込まれ（10.5%）、切れ・こすれ（9.9%）によるものが発生しています。

また、被災者を年齢別にみると、60歳以上が36.2%、50歳台が20.1%で、50歳以上の高齢者が過半数（56.3%）を占めています。今後は、墜落・転落災害の防止対策をはじめとした、高齢者の災害防止対策の徹底をお願いします。

災害に学ぶ

「はしごや脚立からの墜落・転落災害から考える安全教育」

鹿児島労働局健康安全課

●はじめに

令和4年の1月～12月までに発生した名瀬労働基準監督署管内における休業4日以上労働災害のうち令和5年2月末時点の速報値は358件です。このうちコロナウイルス感染症によるものが268件ですので、コロナウイルス感染症以外の休業4日以上災害件数は90件ということになります。この90件のうち9件（10%）をはしごや脚立からの墜落・転落事故が占めています。なお、残念なことに令和3年には脚立からの墜落による死亡事故も発生しています。脚立、はしごは身近な物ですが、ひとたび墜落転落すると重大な災害に繋がる事があります。

●災害概要（令和4年以前に発生したものも含む）

（災害事例1）業種【農業】

施設の駐車場において立木に三脚脚立を立てかけてはしごのように使用し、剪定作業をしていたところ、バランスを崩して三脚脚立から墜落した。（脳挫傷等・死亡）

（災害事例2）業種【その他の建設業】

公園の立木の剪定作業を行うため、傾斜地にある立木に脚立を立てかけ、脚立に乗り剪定作業をしていたところ、剪定した枝が脚立に激突してバランスを崩し墜落した。（肋骨骨折・休業1か月）

（災害事例3）業種【機械設備工事業】

個人宅のテレビ用アンテナを設置するため、脚立の天板をまたいで設置作業を行っていたところ、平場に脚立を設置していなかったこともあり脚立上でバランスを崩して、墜落した。（手首骨折・休業10日間）

●災害の発生原因

はしごや脚立からの墜落・転落災害の主な原因としては、はしごの上部、下部を固定していないこと（災害事例1）。地面が傾斜地であったり、ぬかるみがあったりする場所にはしごや脚立を設置してバランスを崩すこと（災害事例2）。脚立の天板上や天板をまたいで作業を行っていること（災害事例3）が挙げられます。他にも脚立に上り頭上で作業を行っていたり、荷物を持ち両手がふさがった状態で昇降することにより墜落事故に繋がるケースもあります。

●災害防止対策

脚立には大きな欠点があります。それは安定性が悪く、墜落防止措置が備わっていないことです。通常、脚立はぬかるみや斜面等不安定な場所で使用する事は想定されていません。最近ではアウトリガー付きの脚立も販売されていますが、これについてもあくまで平坦で安定した場所で使用することを想定しており、ぬかるみや斜面上で安定させるために備えられているものではありません。また、例えば安定した場所で脚立を設置したとしても、その上でバランスを崩してしまえば墜落してしまうことに留意する必要があります。そのため脚立を使用す

る前には必ず、他に十分な作業床及び手すり等の墜落防止措置を備えた作業台や高所作業車の利用はできないのか検討する必要があります。それでもなお脚立の使用が避けられない場合にのみ使用するようになしてください。脚立は安易に使用されやすい傾向にあります。一般的な家庭でも使用しますし、スーパーや事務所等でも使用している場面を見かけることがあると思います。そのため、手が届かないから脚立を使おうと考えてしまいがちですが、他の方法が無いか十分に検討することが非常に重要になります。また、墜落した際の衝撃を軽減させるためにも墜落時保護用の保護帽を必ず着用するようになしてください。

厚生労働省では、「はしごを使う前に」「脚立を使う前に」というチェックリストをインターネットで公表しています。はしごや脚立を安全に使用していただくためにも是非ご活用いただき、全てのチェック項目を満たした状態で使用するようになしてください。

「はしごや脚立を使う前に」<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

●安全教育について

災害のリスクを低減するためには、はしごや脚立に墜落防止措置を備えて物理的に墜落しづらい措置とすることが優先であり、こういった設備的なリスク低減措置を「工学的対策」と呼びます。一方、チェックリストやマニュアル等により使い方を定めることによるリスク低減措置を「管理的対策」と呼びます。リスク低減措置の実施においては、基本的に、①設計や計画段階における危険な作業の廃止、変更等、②工学的対策、③管理的対策、④個人用保護具の使用の順で検討し、選択する必要があります。

なお、上記③以下の対策のデメリットとしては、マニュアルやルールが守られることを前提とした措置であり、ヒューマンエラーを防ぐことができなかったり、周知不足によりルールが徹底されず災害に繋がったりすることが挙げられるため、これをより定着させるためにも、安全教育が必要になります。

労働安全衛生規則第35条第1項には、雇入れ時や作業内容を変更したときに実施すべき教育について次のとおり定めていますが、これまで一部業種の事業場の労働者について省略が認められていた第1号から第4号の教育についても令和6年4月1日以降はすべての事業者を実施を義務付けることとなります。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

4月は入社や異動の時期です。リスクアセスメントをしっかり行い、はしごや脚立を始めとした危険な作業については作業手順や点検内容等を定めて、適切な安全教育の実施に努めてください。

雇用保険の新しい制度についてご存じですか？

鹿児島労働局職業安定課

●令和4年10月より育児休業給付制度が大きく変わりました。

1. 育児休業の分割取得

- ★1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになりました。
- ★3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、一定の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。
- ★また、育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合（延長交替）は、1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金を受けられます。

2. 産後パパ育休（出生時育児休業）

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる産後パパ育休制度が創設されました。

雇用保険の被保険者の方が産後パパ育休を取得した場合、一定の要件を満たすと**出生時育児休業給付金**が受けられます。（2回まで分割取得可能）

★雇用保険の各種手続きは、電子政府の総合窓口e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）をご利用ください。いつでも申請が可能で、コストをかけずに申請ができます。

★雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします。マイナンバーの記載がない場合には返戻していますので、記載の上、再提出をお願いします。

★外国人を雇用する事業主は雇入れ・離職の際に在留カード番号の記載が必要です。**在留期間・在留資格が最新の内容になっているかご確認ください。**

※ハローワークでは、離職票の発行手続きを最優先として行いますので、資格取得届の提出につきましては、**可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださるようお願いします。**また、来所による届出・申請は、16時までの提出にご協力ください。お問い合わせ先＝県内各ハローワーク

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年1月分】

県内有効求人倍率 1.36倍（前月比0.01P減少）

全国平均有効求人倍率 1.35倍（前月比0.01P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.20倍（前年同月比0.06P増）

全国正社員有効求人倍率 1.09倍（前年同月比0.12P増）

※ 鹿児島の雇用失業情勢は、求人数は高水準が続いているものの、高止まりもみられます。新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や原材料の高騰などが、雇用に与える影響も懸念されることから、引き続き、今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型出向支援や人材育成の取り組み強化とした職業訓練による学び直しの推進など各種施策の展開に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）】

労働者のスキルアップを在籍型出向で行い条件を満たした場合、出向元事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

●助成対象となる出向

- ・労働者のスキルアップを目的とすること。
- ・出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること。
- ・出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前と比較していずれも5%以上上昇させること。

●助成の内容（企業グループ内出向は対象外）

- ・助成率 2／3（中小企業以外の場合は1／2）
- ・助成額 以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで）
 - イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額
 - ロ 出向労働者の出向前の賃金の1／2の額

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和5年2月末速報 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和5年		令和4年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	352	1	272	1	80	0
1 製造業	54	0	33	0	21	0
1 食料品製造業	28		17		11	
4 木材・木製品製造業	0		4		-4	
9 窯業土石製品製造業	5		2		3	
11～12 金属製品製造業	2		2			
13～15 機械器具製造業	12		4		8	
上記以外の製造業	7		4		3	
2 鉱業	1	0	0	0	1	0
3 建設業	28	0	33	0	-5	0
1 土木工事業	12		15		-3	
2 建築工事業	7		16		-9	
3 その他の建設業	9		2		7	
4 運輸交通業	23	0	21	0	2	0
1 鉄道・航空機業	0					
2 道路旅客運送業	3		1		2	
3 道路貨物運送業	20		20			
4 その他の運輸交通業	0					
5 貨物取扱業	2	0	5	0	-3	0
1 陸上貨物取扱業	2		1		1	
2 港湾運送業	0		4		-4	
6 農林業	16	0	13	1	3	-1
1 農業	11		8		3	
2 林業	5		5	1		-1
7 畜産・水産業	12	0	21	0	-9	0
8 商業	18	0	24	0	-6	0
1 卸売業	1		5		-4	
2 小売業	15		15			
3 理美容業	0		1		-1	
4 その他の商業	2		3		-1	
9 金融・広告業	1	0	0	0	1	0
11 通信業	5	0	2	0	3	0
12 教育・研究業	1	0	5	0	-4	0
13 保健衛生業	165	0	96	0	69	0
1 医療保健業	94		51		43	
2 社会福祉施設	70		45		25	
3 その他の保健衛生業	1				1	
14 接客娯楽業	9	0	10	0	-1	0
1 旅館業	2		5		-3	
2 飲食店	5		4		1	
3 その他の接客娯楽業	2		1		1	
上記以外の事業	17	1	9	0	8	1
10 映画・演劇業	0					
15 清掃・と畜業	5		6		-1	
16 官公署	0					
17 その他の事業	12	1	3		9	1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	22	0	21	0	1	0
第三次産業（8～17）	216	1	146	0	70	1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

第82回 全国産業安全衛生大会

2023 IN 名古屋

開催日 令和5年9月27日（水）～29日（金）

会 場 ポートメッセなごや（愛知県名古屋市）

大会テーマ 名古屋の地で掲げよう 安全・健康の旗印

主催 中央労働災害防止協会

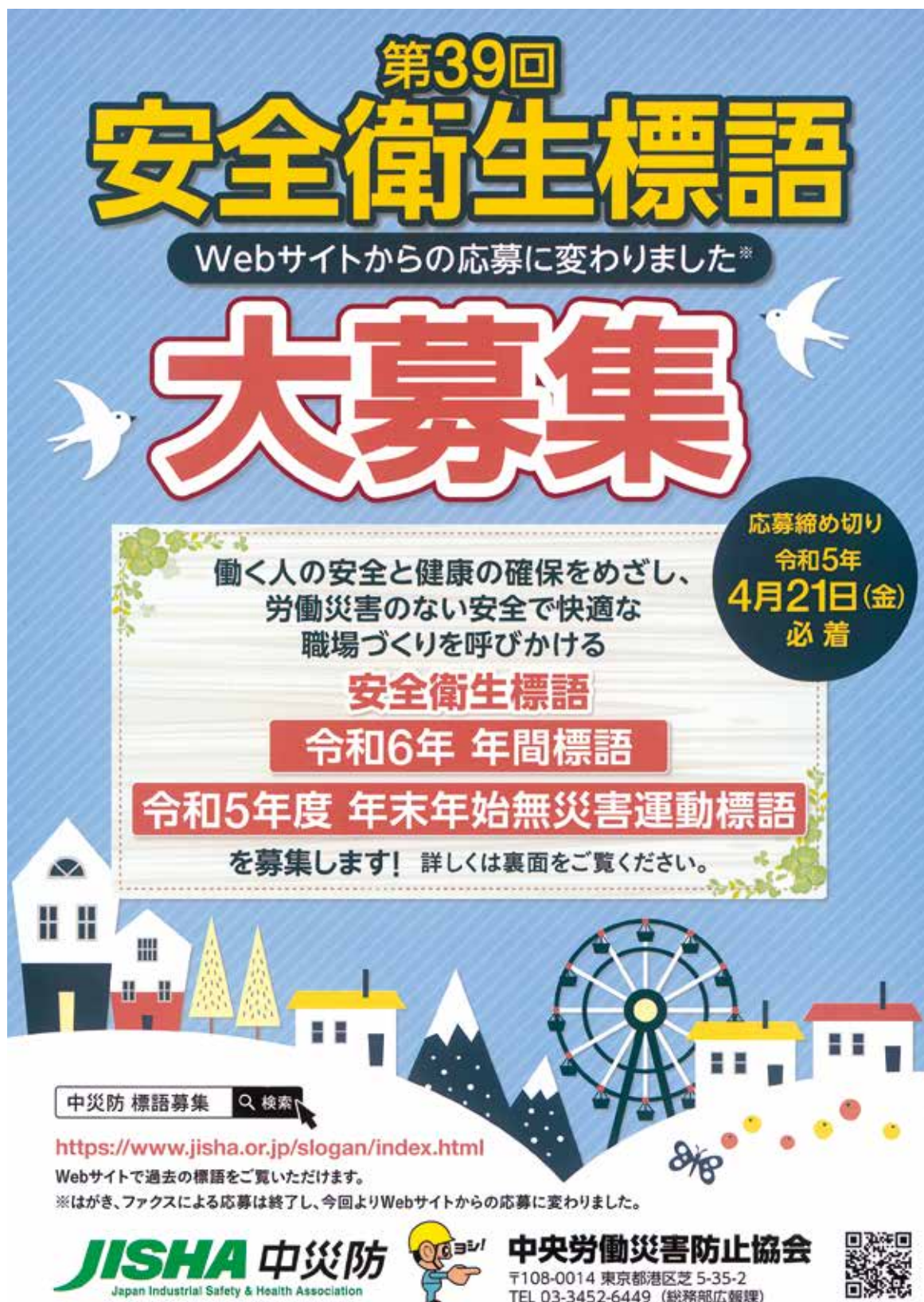
第39回安全衛生標語の募集について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける安全衛生標語を募集していますのでご案内いたします。

応募要領は、中災防ホームページにおいてご覧いただけます。

なお、詳細は、中災防総務部広報課（電話 03-3452-6449）へお問い合わせ下さい。



第39回
安全衛生標語
Webサイトからの応募に変わりました※

大募集

働く人の安全と健康の確保をめざし、
労働災害のない安全で快適な
職場づくりを呼びかける
安全衛生標語
令和6年 年間標語
令和5年度 年末年始無災害運動標語
を募集します！ 詳しくは裏面をご覧ください。

応募締め切り
令和5年
4月21日(金)
必着

中災防 標語募集 🔍 検索

<https://www.jisha.or.jp/slogan/index.html>
Webサイトで過去の標語をご覧いただけます。
※はがき、ファクスによる応募は終了し、今回よりWebサイトからの応募に変わりました。

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

 **中央労働災害防止協会**
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2
TEL 03-3452-6449（総務部広報課）



休暇で春を楽しんで、
ココロとカラダをリフレッシュ！

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

新しい 働き方・休み方を 実践するために 年次有給休暇を 上手に 活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日が付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

さんぽセンター

鹿児島産業保健総合支援センター

からのご案内

産業医の選任義務のない**労働者数50人未満の事業場**の皆様
職場における健康づくりでお困りではありませんか？



地域産業保健センター(地さんぽ)が**無料**で健康づくりのお手伝いをします！

地域産業保健センター のご案内

さんぽセンターの地域窓口として、県内7カ所に**地域産業保健センター**（略して「**地さんぽ**」）を設置しています。地さんぽでは、**労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場**を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導など、下記の産業保健サービスを提供しています。

- ◆ **健康診断結果の意見聴取（就業判定）** ※法律により事業者には義務づけられています。
健康診断で異常所見のあった労働者の就業の可否や健康保持のための対応策などについて、医師に意見を聴きます。
- ◆ **健康管理に係る相談**
健康診断で異常所見があった労働者に対して、医師や保健師が日常生活面の指導や健康管理に関する相談を行います。
- ◆ **長時間労働者に対する面接指導** ※法律により事業者には義務づけられています。
時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。
- ◆ **高ストレス者に対する面接指導**
ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。
- ◆ **訪問による産業保健指導**
医師、保健師または労働衛生工学の専門家が、事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、健康管理等の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



- ☆ 地さんぽのご利用には、事前のお申込みが必要です。
- ☆ 提供するサービスは全て「**無料**」ですが、利用回数には制限があります。

詳しくはHPをご覧ください



鹿児島産保

検索

お申込み窓口

■ 鹿児島地域産業保健センター	☎ 099-226-3801
■ 北薩地域産業保健センター	☎ 0996-21-1900
■ 鹿屋・肝属地域産業保健センター	☎ 0994-40-5441
■ 始良・伊佐地域産業保健センター	☎ 0995-42-9913
■ 南薩地域産業保健センター	☎ 0993-53-7601
■ 曽於地域産業保健センター	☎ 099-482-0234
■ 大島郡地域産業保健センター	☎ 0997-53-1993

お問合せ先



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

☎ 099-252-8002

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

<個別支援>



専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。



事業の特徴

- (1) **費用は無料**（厚生労働省の補助事業のため）
- (2) 2時間程度の現場確認とアドバイス
- (3) 労働保険加入の製造業、第3次産業、鉱業が対象
- (4) 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



個別支援では、さまざまなアドバイスを行います

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。



企業系列や工業団地、テナント等の事業場や店舗の安全衛生担当者様などに集まっていただき実施する「研修会」（集団支援）と組み合わせて実施することも可能です。

詳しくは「中災防ホームページ」でご確認ください。

<http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

中災防 サポート事業

検索

法令に基づく場合を除き当該事業場の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。



お申し込みについては次ページをご参照ください ▶▶



「職場を安全にしたい」とお考えの皆様、
今すぐお申し込みください。（実施事業場数限定、先着順受付）



まずは次ページの申込書に必要事項をご記入の上
FAX 等にてお送りください。

1

FAX 送付



2

作業状況、現場確認希望日等の確認

当協会からご担当者様に連絡し、専門家がお伺いする希望日等をお聞きします。



現場確認実施日の決定

3

個別支援の実施（2時間程度）

安全衛生の専門家が事業場にお伺いし、作業場の状況、作業内容等の現場確認・
アドバイスを行います。後日、現場確認結果報告書をお渡しします。



4

現場確認結果報告書等に基づくフォローアップ支援

ご要望等により次のフォローアップ支援を追加で実施できます。

- ・報告書等を踏まえた設備等の改善状況の確認アドバイス
- ・報告書等を踏まえた作業教育（例：職場巡視の進め方、メンタルヘルス対策・・・）



寄せられた感想

内部パトロールでは
指摘されなかったこ
とが多く、貴重な機
会であった。

法令を元にアドバイス
いただきとても心強い。
この制度はありがた
かった。

非常停止装置など、
わからなかったこと
を提案いただいて、
とても役に立った。

外部の専門家の
指摘により、経
営者の安全に対
する意識が変
わった。

詳細な報告とアドバイ
スをいただいた。報告は非
常にわかりやすく、上司
にも説明しやすかった。

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14
TEL：092-437-1664 / FAX：092-437-1669
Eメール：kyushu@jisha.or.jp
WEB：<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

様式第2号

令和 年 月 日

中央労働災害防止協会

九州安全衛生サービスセンター 所長 殿

事業場の名称

代表者役職・氏名

印

中小規模事業場安全衛生サポート事業
個別支援申込書

別紙の実施事項等確認書に同意のうえ、標記事業による安全衛生に関する個別支援を下記のとおり
申し込みます。

記

事業場所在地	〒	業種	労働者数 (事業場単位) 人
担当者職氏名		E-mail	
担当者の連絡先	TEL:	FAX:	
実施希望日	令和 年 月 (上旬・中旬・下旬) 頃 (具体的な希望日がある場合 月 日 午前・午後)		
事業の概要			
安全衛生活動に おいて、困ってい ること又は今後取 組みたい事項			

※ 当協会の担当者等が貴事業場を訪問し、現場確認等をさせていただいた結果については、後日、「現場確認結果報告書」を作成し、安全衛生管理に関するアドバイスをを行います。その後、①貴事業場のその後の取組状況等についてお伺いし、アドバイスを行う、②教育・講演等を行うなどのフォローアップ支援(各1回・合計2回まで)を受けることができます。

フォローアップ支援を希望する場合には、次の□にレ印を入れ、次の事項についてご記入ください。

☐ 標記事業による安全衛生に関するフォローアップ支援を次のとおり申し込みます

フォローアップ支援を 希望する事項	(希望する番号に○をつけてください。1及び2の両方の支援も可能です。) 1 現場確認結果報告書に係るアドバイス等を希望 2 安全衛生教育、講話、KY指導等を希望 ご希望のテーマ等があれば、お書きください。 ()
----------------------	--

情報セキュリティ管理について

中災防は、本事業で得られた個人及び事業場情報を適切に管理し、事業の効率的な運営のためにのみ使用します。法令に基づく場合を除き当該事業場の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。

なお、中災防としては、本事業のご利用を契機に、安全衛生活動に役立つ情報やサービスのご案内をしたいと考えておりますが、不要の場合は右の□にレ印を入れてください。

☐ 不要

ヘルスサポートセンター鹿児島

このような健診をご用意しました。

毎日健康で働き続けるために

生活習慣病予防のために

自分の身体をこの機会により詳しく

もっと安心するために時間をかけて

健康の評価と支援やメンタルケア

※案内書の必要な方はヘルスサポートセンター鹿児島（電話 099-267-6292）までご連絡下さい。

お申込方法

健康診断申込書を返送してください。FAXで申し込まれても結構です。日曜と詳細につきましては、後日連絡させていただきます。

※地区別実施期日は地区別実施予定表及び公衆健康診査予定をご確認ください。



099-267-6292

電話受付は平日8:30~17:30(土・日・祝・お盆・年末年始は除く)、FAXは24時間受付いたします。



099-267-6594

Webサイト

 <http://hsck.jp/>

受診するには

巡回健診車にて実施いたします。また、人数・会場によって巡回できない場合もございますので予めご了承ください。

当センター一施設内でも行いますので、近隣の方はご利用ください。(要予約)

結果について

健康診断結果通知書(個人用)と健康診断個人情報、フォローアップ対象者リスト(事務所用)をコンピュータ処理し、お届けいたします。

お客様相談窓口

個人情報に関するお問い合わせは、個人情報部へ。個人情報部へ、訂正、削除、利用の停止に関するお問い合わせは、お客様相談窓口へ対応させていただきます。

健診時間 8:00~11:30 ※平日に開催

	月	火	水	木	金
上層	健 診	健 診	健 診 (第1層A)	健 診	一般健診・個人用通知書 (女性専用日)
下層	人間ドック	別児二層健診		別児、別児二層健診	人間ドック(指定日)

※巡回健診のため、受け時間を分けていただいております。ご予約の際はあらかじめご連絡ください。
 ※平日・第1・第5水曜日はお盆、お盆翌平日となります。(1層)

第82回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ

名古屋の地で掲げよう 安全・健康の旗印



全国産業安全衛生大会は、
全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、
企業の研究発表や、専門家等による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。
産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

開催期間

令和5年

9月27日(水) → 29日(金)

会場

ポートメッセなごや（愛知県名古屋市）

同時開催
参加費無料

緑十字展2023 ポートメッセなごや



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：公益社団法人 愛知労働基準協会・愛知県下地区労働基準協会

協賛：各都道府県労働基準協会（連合会）ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



令和5年4月30日まで展開中

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に
食料品製造業※、新聞業、出版業、製本業
および印刷物加工業が追加！
職長は現場の安全衛生管理のキーパーソン
です。新たに職長となる従業員に対して
職長等教育の実施が義務化されます。

※食料品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び
動植物油脂製造業」は従来から職長教育の対象
です。

正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

令和5年5月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 5/15～5/19 【科目免除者】 5/15～5/16	4/10～4/14	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
小 型 移 動 式 ク レ ーン 運 転	5/22～5/24	4/17～4/21	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
玉 掛 け	5/15～5/17	4/10～4/14	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 5/8～5/12 【科目免除者】 5/8～5/9	4/3～4/7	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 5/29～6/2 【科目免除者】 5/29～5/30	4/24～4/28	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
【普通自動車運転免許証写し必要】 高 所 作 業 車 運 転	5/22～5/23	4/17～4/21	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
ガ ス 溶 接	5/11～5/12	4/3～4/7	会員 11,550円 一般 11,880円	
特 定 化 学 物 質 及 び 四アルキル鉛等作業主任者	5/11～5/12	4/3～4/7	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
酸 素 欠 乏・硫 化 水 素 危 険 作 業 主 任 者	5/24～5/26	4/17～4/21	会員 21,340円 一般 22,110円	
ク レ ーン 運 転	5/29～5/30	4/24～4/28	会員 17,160円 一般 20,460円	
研 削 と い し の 取 替 え 等 (自 由 研 削 用)	5/10	4/3～4/7	会員 11,220円 一般 12,320円	
安全衛生推進者養成講習	6/1～6/2	4/24～4/28	会員 13,090円 一般 13,530円	※会場はオロシティーホールとなります。
第一種衛生管理者試験準備講習	5/17～5/19	4/10～4/14	会員 21,340円 一般 24,640円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。
4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。

令和5年6月実施分 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

石綿調査者講習Web申込

検索

問合せ先（公社）鹿児島県労働基準協会 石綿調査者講習係まで TEL099-226-3621

講習期日	受付期間	講習会場	受講料 (教本代込)	受講料 振込期限	申込方法
6月20日～21日	5月17日～5月19日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	5月23日	Web申込サイトより申し込みとなります。詳細はホームページをご覧ください